

# 電気料金種別定義書

## 【動力ふらっと】

フラットエナジー株式会社

## 目次

I 総則.....	2
1. 適用.....	2
2. 実施期日.....	2
3. 定義.....	2
II 契約種別および電気料金.....	3
4. 契約種別.....	3
5. 動力プラン.....	3
6. 電気料金.....	4
III 契約の変更.....	5
7. 契約電力の変更.....	5
8. 本定義書の変更および廃止.....	5
<b>別表</b> .....	<b>6</b>
1. 電気料金.....	6
2. 燃料費調整.....	6

# I 総則

## 1. 適用

- (1) 電気料金プラン定義書【動力プラン】（以下、「本定義書」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下、「電気需給約款」といいます。）に基づき、動力をご使用のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。
- (2) 本定義書は、離島（その区域内において自らが維持し、及び運用する電線路が自らが維持し、及び運用する主要な電線路と電氣的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限り）を除いた日本全国に適用します。
- (3) 本定義書に定める料金および燃料費調整における基準単価の金額はすべて消費税等相当額（10%）を含みます。

## 2. 実施期日

「本定義書」は、2021年6月1日より実施するものとします。

## 3. 定義

### (1) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

### (2) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

### (3) その他の言葉は、電気需給約款によるものとします。

## Ⅱ 契約種別および電気料金

### 4. 契約種別

契約種別は、次のとおりとします。

需要区分	提供エリア	契約種別
電力需要	北海道電力管内	動力プラン（北海道）
	東北電力管内	動力プラン（東北）
	東京電力管内	動力プラン（東京）
	中部電力管内	動力プラン（中部）
	北陸電力管内	動力プラン（北陸）
	関西電力管内	動力プラン（関西）
	中国電力管内	動力プラン（中国）
	四国電力管内	動力プラン（四国）
	九州電力管内	動力プラン（九州）

### 5. 動力プラン

#### (1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ) 契約電力が原則として50 キロワット未満であること。

ロ) 1 需要場所において電灯または小型機器とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50 キロワット未満であること。

#### (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電力

契約電力は、需要場所における負荷設備の内容等を基準として、お客さまとの協議によって定めます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

6. 電気料金

- (1) 料金は、基本料金、従量料金、電気需給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費等調整額の合計とします。なお、燃料費等調整額は、別表2（燃料費調整）により算定された燃料費調整額との合計とします。

基本料金、従量料金は、別表1（電気料金）のとおりとします。

### Ⅲ契約の変更

#### 7. 契約電力の変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約電力の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電力にもとづく基本料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。
- (2) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電力を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約電力を変更することはできません。
- (3) 契約電力の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款2（電気供給約款の変更）(2)および(3)に準じます。

#### 8. 本定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、電気需給約款 2（電気需給約款の変更）に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款2（電気供給約款の変更）(2)および(3)に準じます。

## 別表

### 1. 電気料金

1月あたりの基本料金、従量料金単価は、次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

	基本料金		従量料金単価		
				夏季	その他 季
北海道電力管内	契約容量1キロワットにつき	710.00 円	1キロワット時につき	23.40 円	23.40 円
東北電力管内	契約容量1キロワットにつき	710.00 円	1キロワット時につき	24.40 円	22.40 円
東京電力管内	契約容量1キロワットにつき	910.00 円	1キロワット時につき	19.80 円	17.80 円
中部電力管内	契約容量1キロワットにつき	710.00 円	1キロワット時につき	22.40 円	20.30 円
北陸電力管内	契約容量1キロワットにつき	710.00 円	1キロワット時につき	17.30 円	15.20 円
関西電力管内	契約容量1キロワットにつき	710.00 円	1キロワット時につき	17.30 円	15.20 円
中国電力管内	契約容量1キロワットにつき	710.00 円	1キロワット時につき	19.30 円	17.30 円
四国電力管内	契約容量1キロワットにつき	710.00 円	1キロワット時につき	19.30 円	17.30 円
九州電力管内	契約容量1キロワットにつき	710.00 円	1キロワット時につき	19.30 円	17.30 円

### 2. 燃料費調整

#### (1) 燃料費調整額の算定

##### イ) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha$ 、 $\beta$ 、 $\gamma$ は、次のとおりとします。

	$\alpha$	$\beta$	$\gamma$
動力プラン（北海道）	0.4699	—	0.7879
動力プラン（東北）	0.1152	0.2714	0.7386
動力プラン（東京）	0.1970	0.4435	0.2512
動力プラン（中部）	0.0275	0.4792	0.4275
動力プラン（北陸）	0.2303	—	1.1441
動力プラン（関西）	0.014	0.3483	0.7227
動力プラン（中国）	0.1543	0.1322	0.9761
動力プラン（四国）	0.2104	0.0541	1.0588
動力プラン（九州）	0.0053	0.1861	1.0757

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ) 燃料費調整単価



燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第一位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が (ハ) 上限価格以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times (2) \text{の基準単価} / 1,000$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が (ハ) 上限価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{上限価格} - \text{基準燃料価格}) \times (2) \text{の基準単価} / 1,000$$

(ハ) 基準燃料価格、上限価格は以下のとおりとします。

契約種別	基準燃料価格	上限価格
動力プラン (北海道)	37,200 円	55,800 円
動力プラン (東北)	31,400 円	47,100 円
動力プラン (東京)	44,200 円	66,300 円
動力プラン (中部)	45,900 円	68,900 円
動力プラン (関西)	21,900 円	32,900 円
動力プラン (中国)	27,100 円	40,700 円
動力プラン (四国)	26,000 円	39,000 円
動力プラン (九州)	26,000 円	39,000 円
動力プラン (関西)	27,400 円	41,100 円

ハ) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日前日までの期間

毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から 6 月の検針日前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	その年の 1 月の検針日から 2 月の検針日前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	その年の 2 月の検針日から 3 月の検針日前日までの期間
毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日までの期間	その年の 3 月の検針日から 4 月の検針日前日までの期間
毎年 12 月 1 日から 翌年の 2 月末日までの期間	その年の 4 月の検針日から 5 月の検針日前日までの期間

## 二) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

### (2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

北海道電力管内	1 キロワット時につき	19 銭 7 厘
東北電力管内	1 キロワット時につき	22 銭 1 厘
東京電力管内	1 キロワット時につき	23 銭 2 厘
中部電力管内	1 キロワット時につき	23 銭 3 厘
北陸電力管内	1 キロワット時につき	16 銭 1 厘
関西電力管内	1 キロワット時につき	16 銭 5 厘
中国電力管内	1 キロワット時につき	24 銭 5 厘

四国電力管内	1 キロワット時につき	19 銭 6 厘
九州電力管内	1 キロワット時につき	13 銭 6 厘

2021年6月1日 制定

2021年9月30日 改定